

令和8年度 非常勤職員（会計年度任用職員）の登録制度について（ご案内）

登録非常勤職員（会計年度任用職員）を募集します

南あわじ市では、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）に非常勤職員（会計年度任用職員）として働いていただける方の登録を随時募集しています。

この登録制度は、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、市役所内各課等からの仕事の依頼があった場合に、条件に合う方を登録者の中から選考し、任用するものです。

今回登録していただくと、令和8年度中に必要に応じて任用されることになりますが、下記の注意事項のとおり、登録されても直ちに任用ということではありませんので、あらかじめご了承ください。

【注意事項】

- ☆ この制度は、任用を約束するものではありません。そのため、登録したことにより、他に就職したり、就学したりすることを拘束するものではありません。
- ☆ 人員が必要な時に登録者から選考して任用するため、登録期間内に任用されない場合（全く連絡がない場合）もあります。
- ☆ 受付順の任用ではありません。

登録から任用までの流れ

● 登 録

上記の注意事項をご了承いただき、登録を希望される方は、『南あわじ市非常勤職員（会計年度任用職員）の登録申込書』に必要事項を記入し、南あわじ市総務部総務課へ郵送又は持参してください。総務課で受付・登録します。

〔 南あわじ市 総務部 総務課 （本庁舎3階）
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22-1 TEL0799-43-5001 〕

インターネットでも受付可能です（Logo フォームでの申込になります）⇒



● 書類選考・面接試験等

非常勤職員（会計年度任用職員）が必要になった場合は、登録をいただいた方の中から書類選考の上、面接試験を行います。

※ 面接試験を受けていただく際には、前もって連絡いたします。

● 任 用

任用開始日より仕事に就いていただきます。

登録の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（1 年間）

※ 年度途中の申し込みについても、登録有効期間は令和 9 年 3 月 31 日までですのでご注意ください。

登録できる方

高校を卒業した人で、以下の地方公務員法欠格条項に該当しない人

欠格条項 次のいずれかに該当する人は登録できません

1. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 南あわじ市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

提出書類について

応募書類については、返却いたしません。

当登録の目的以外には使用せず、個人情報として適切に保管・処理いたします。

その他

放課後児童支援業務については、急な勤務要請のため、急きょ、数時間等短時間の勤務をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。